

## 明石市長基調講演・スライド

## 明石市における心理職活用の実際と公認心理師の可能性

明石市長 泉 房穂

## 私と心理職との関わり

皆さん、こんにちは。今日は二つ、うれしいことがあります。一つは、神戸学院大学に心理学部が誕生したことです。念願の学部です。もう一つは、こういう機会をいただけたことです。本当にうれしく思っています。ありがとうございます。

この大学に縁の深い明石市の市長であるという立場はもちろんですが、それに加え、私自身が弁護士、社会福祉士という専門職の資格を持ち、心理の専門職の重要性を強く認識しており、また、公認心理師の法案作成の段階から、長らく関わってきた立場でもあります。もう15年ぐらい前、国会議員時代から心理職の国家資格の必要性を感じ、私なりに一所懸命応援をしてきたという認識もありますので、この資格が正式に誕生し、まさにこの縁ある神戸学院大学にて新しい学部が誕生したのですから、今日は何をおいても駆けつけたいという思いでやってまいりました。

今日は、自己紹介を少ししたのちに、心理職が活躍するフィールド、心理職への期待などについて話したいと思います。

そして今日は、学生の皆さんもたくさん来ておられますので、最後に学生の皆さんへの期待を話したいと思います。

まず、私の略歴をお話しします。心理学との関わりは、大学時代からです。私自身は、弟に生まれながらの障害があったこともあり、子ども時代から世の中を憎んでいました。何て冷たい世の中なんだろうという思いで子ども時代を過ごし、もう少し優しい世の中にしたい、困っている人を助けたいという志をもって大学に入学しました。

最初は経済学系に入りましたが、ショックを受けました。正直、この教室には自分の学びの場はないと思いました。当時の大学は、ハコモノ系で座学中心でした。本当の学びはまちにあるという思いの中で、学生時代は、いわゆる市民活動などに没頭しました。そして、テーマも経済ではなく、人に寄り添うことをしたいと思い、学部を替え、教育哲学、教育心理学を学びました。

卒業後、マスコミを経たのち弁護士になりました。弁護士の時代に、今の仕事につながるいくつかのテーマに出会いました。例えば、少年事件を担当した時は少年鑑別所に毎日通いましたが、弁護士としての限界を感じました。法律は勉強しましたが、少年の心に寄り添う勉強はしていませんでした。少年に必要なのは法律だけではありません。諦めではなくやる気スイッチをもう1回入れてもらう、それがなかったら、少年は頑張れません。そして、本人だけでなく家族をしっかりと支援せずに家庭に戻すことは、この子にとってどうだろうか強く思いました。

他には、例えば犯罪被害者支援のテーマです。殺人事件が起こって、弁護士として加害者の弁護をします。時には、加害者の代理でお通夜や葬儀に行きます。その時、被害者遺族に寄り添う人がいない、と気づきました。こういうときに、本来被害者遺族に寄り添うべきなのは誰なんだろうと思ったものです。

また、離婚の事件を担当したときに、父親から離婚を頼まれたり、母親から頼まれて離婚を防いだりといった役割を担いましたが、子どもが泣いているのではないかと、離婚のはざままで子どもが悲しんでいるのに、子どもに寄り添う人はいないのかと思いました。今の話は全て心理の専門職につながる分野だと、私は思っています。

交通事故の場合もそうです。依頼を受けて交通事故の裁判を起こした際にも、限界を感じました。弁護士ができるのはしよせんお金の話だけです。交通事故で片脚を失った青年に、裁判の判決を得ていくばくかのお金を損賠賠償として渡すことはできます。しかし、それでその青年が頑張れるわけではありません。もちろん、医療は必要です。でも、医療とてできることはしれています。血を止めることはできません。しかし、青年に片脚を付けることはもうできません。そしてまた、青年を支えるには、周辺の社会環境の調整が要ります。そのためにはいわゆる福祉職が必要だと思いました。

加えて、もう1回人生をしっかりと頑張ろうという、それがまさにやる気スイッチなのかもしれませんが、青年の心に寄り添い、急がせることなく気持ちの整理を待つ、そして、そのあとの人生を生きてもらう、そういう専門職なくしては、支援にはならないので

はないかと思ったものです。交通事故一つとっても、弁護士も、医者も、福祉職も必要です。でも、それだけでは足りず、さらに心理職が必要だと感じていました。

縁があって、2003年に国会議員となりましたが、心理職の国家資格化をしっかり応援したいという思いの中で、超党派の議員連盟に参加し、私なりに頑張ったつもりです。15年前のことですが、当時は厚生労働省管轄の医療心理士として精神科病院などで手伝いをするような国家資格と、臨床心理士系の文部科学省系の資格の二つが、対立構図に入っており、なかなかまとまりきれませんでした。当時の言葉で「2資格1法案」と言いますが、その二つの資格を一つの法案にまとめて提出しようという動きもありました。私もその現場に近い所にいましたが、残念ながらそこにたどり着くことなく、この流れはいったん途絶えています。

そのあと、私は国会議員の選挙で落選しました。その後も心理の専門職の団体からいろいろ相談を受けながら、十数年間関わり続けてきて、この度やっと資格ができたという思いです。

もっとも、辛口ですが、もろ手を挙げて万歳の資格だとは、思っていません。例えば、医師の場合は業務独占です。医師でないといろいろな仕事できません。保健所の所長一つ取っても、医師の資格がなければなりません。弁護士もそうです。一定金額以上の裁判は、弁護士でないといけません。資格と仕事が密接に関わっている、いわゆる業務独占です。業務独占であれば、その資格を取れば一定程度の生活保障と社会的な評価につながります。しかし、残念ながら、公認心理師はまだそこには至ってはいません。

また、今回、大きな論点であった医師との関係については、今回の法案には、「医師の指示」という文言が入っています。法案についてはこれ以上語りませんが、私としては、本来、すべての専門職は対等だと思っています。支援が必要な人に対して、あらゆるテーマの専門職が対等な立場で応援することがポイントだと思っています。どちらかが上でどちらかが下ということではなく、心理職が胸を張って医師や弁護士と対等に働いてこそ市民は救われると考えています。

そういう意味においても、この資格を生かしていくのはこれからです。この神戸学院大学心理学部に、ぜひ頑張っていたいただきたい。

その後、社会福祉士の資格も取り、市長になるまでさまざまなテーマに関わってきました。例えば、刑務所に入っている人が出てくる前の支援です。私は、加古川市にある播磨社会復帰促進センターという半官半民の刑務所立ち上げに関わり、立ちあがったときから、篤志面接委員の立場を活用して、毎月、

受刑者に無料相談を行ってきました。

そのときにご一緒したのが心理職の方々でした。心理職が罪を犯し続ける人たちに寄り添いながら、どうすれば罪を犯さずに生活していけるかという活動を併せて行っておられたのです。司法の分野における心理職の重要性というのを、私自身があらためて認識した時代でした。

そういった思いを抱えて明石市長になったので、当然のことながら明石市としては、心理職にしっかりと働いてもらうという立場を取ってきました。

## 明石市の紹介

明石市については、多くを語らなくてもよいかと思います。海のまち、時のまちなどでも有名ですが、最近では、民放のテレビ局が、駅前で「明石ってどんなまち？」と聞くと、10人中7、8人は、「子どものまち」と答えるようです。子ども施策に力を入れているのは明らかですが、子どもにだけ寄り添っているわけではありません。人に寄り添っているのです。子どもにやさしいまちは市民全てにやさしいまちです。ハコモノや建物も大事ですが、私は「一人ひとりの市民に寄り添えるまちづくりこそが重要だ」という考えの持ち主です。

おかげさまで明石市は5年連続人口増、6年連続税収増となりました。シンプルです。本気で市民に寄り添えば、そのまちは選ばれるという信念を持って実践しているだけです。そのときに必要なのは何か。もちろんお金も必要ですが、一番大事なのは、人です。人に寄り添うのは人です。人がしっかりと位置づかないことには、良いまちはつくれません。そのように考えてきました。

そういった中で、明石市はこの4月に中核市に移行し、保健所も市独自で設置しました。来年には児童相談所も開設します。また、刑務所から出てくる人をしっかりと支援する条例の制定も予定しています。教育の分野でも、この4月から教員研修を明石市が行うことになりました。私としては、教育についてもさらに責任を果たしていきたいと考えています。

こういった施策を進めるときに、心理専門職が必要になります。保健所においては、精神障害者の地域移行しかり、難病の支援しかり、がん患者への寄り添いもしかりです。しっかりと市民に寄り添う専門職が必要です。

児童相談所で必要なのは、福祉職だけではありません。心理専門職、児童心理司が必要です。来年の4月に、明石市は児童福祉法改正後初、全国で9年ぶりの児童相談所を市単独で開設します。子どもが死んでいくのを放置することはできません。これは市の責任です。市長の責任です。市民が死んだら、市長が謝るのが当然だと、私は思っています。

そのためには、心理職が必要なのです。人口30万人の明石市の場合、厚生労働省の定めている児童心理司の基準は4人です。明石市は、国の基準は守りません。国の基準では足りないのに、市で税金を使っても、最低でも7人を配置します。そして、子どもたちに寄り添ってもらい、子どもと暮らす親御さんにも寄り添ってもらう。子どもだけに対応しては子どもは守れません。親御さんの心にも寄り添わないことには始まらないという観点からも児童相談所に心理職は必要不可欠だというのが私の考えです。そういった思いでまちづくりを進めています。

## 心理職の活躍フィールド

心理職の職場は、研究室や相談室の中だけではありません。きれいな絵を飾り、花を置いて、ハーブティーを飲みながらカウンセリングをするだけではありません。私は弁護士なので弁護士にも相当辛口ですが、弁護士の職場は裁判所だけではありません。弁護士の職場はまちです。同じように、心理専門職の活躍の場所はまちです。まちじゅう至る所で、あらゆる分野に活躍の場があるのです。なぜなら、人には心があるからです。そして、心は時々傷ついたり、悩んだりするからです。心に向き合う専門職がドクターだけで足りるわけがありません。社会のあらゆる分野で心理専門職は必要だというのが、私の認識です。

## 明石市における活躍の例①

明石市との関係で見ると、例えば、医療・保険分野では、保健所や精神障害者を含むさまざまな支援の関係で心理職が必要になります。教育分野には当然スクールカウンセラーが位置付きます。そして、明石市役所も労働の現場です。市の職員が2千人いるといろいろあります。一人ひとりの職員に寄り添ってもらうことも当然必要です。

さらに犯罪被害者の支援、刑務所から出てくる人の更生支援、そして子どもとお父さんの再会、面会交流の支援などで、心理職は既に活躍しています。

福祉分野では、当然、発達支援センターなどにおいて、既に常勤で頑張ってもらっています。来年開設する児童相談所でも、しっかりと頑張ってもらいたいと思っています。

私自身が弁護士や社会福祉士の資格を持っているから専門職を重用しているかのような誤解をされることがありますが、それは間違いです。専門職の採用は、専門職のためにやっているわけではありません。市民のために専門職が必要だから採用しているのです。

私は、かねてから、日本社会福祉士会等の専門職

団体にも強く言っていますが、平均年収が200万円、300万円であることに甘んじているのは間違っていると思います。アメリカでは、弁護士より福祉職や心理職のほうが高収入で、それが当然だと思います。しよせん弁護士は、お金しか取ってこれません。それに比べて、心の問題はずっと続きます。心の問題は、難しく高度です。なぜ、これだけ誇り高いはずの専門職が、低収入に甘んじているのか。これは専門職の問題ではなく、市民、国民に寄り添えていない社会の問題です。

しっかりと胸を張って仕事をして、中学校の卒業文集に、「将来の夢公認心理師」と書いてもらうような社会になると良いと思います。「医者」と書く子どもはいます。「弁護士」と書く子どももいるかもしれませんが。しかし、残念ながら、今、卒業文集に「将来の夢 心理職」と書く子どもはほとんどいないように思います。これでは駄目です。これでは世の中は良くなっていかないと、私は思います。暑苦しい話が続きましたが、だからこそ、この心理学部の誕生は大変意義があると、私は強く思っています。

## 明石市における活躍の例②

各論に入ります。スクールカウンセラーについて。私が明石市長になったのは7年前です。市長になって最初に取り掛かったことは何か。人を雇うことです。既にいる職員に頑張ってもらうのは当然ですが、それだけでは足りないと思いました。市民ニーズが多様化、複雑化、高度化する中、より高度な専門性を有した職員が不可欠であるとの認識で、専門職の採用に取り掛かりました。心理職、福祉職、弁護士などに正規職員としてしっかりと働いてもらうということです。

ポイントは大きく二つ。一つは、常勤であること。たまに呼ばれて出かけて行くような位置づけでは仕事になりません。常勤でいてこそ、すぐに駆け付けて早期支援することが可能です。ずっといてこそ継続支援ができます。そして、他の専門職や行政職と連携してこそ総合支援が可能です。たまに呼ばれる御用聞きでは駄目なのです。常勤でしっかりと働いてもらうことが大変重要だと思っています。

もう一つのポイントは、専門職は自分の専門分野だけをしていていいわけではありません。明石市の採用する専門職は、行政職と専門職の両方ができる人です。「自分の専門分野がこうだから」では駄目です。仕事は全部つながっています。あとの話につながりますが、専門職は、得てして自分の分野だけを見て、苦手分野にはなかなか目がいかないものです。これではもったいないです。一般行政職の仕事も一定程度は担ってもらわないと正規職員としては採用できません。「私はこの分野でございます」ではなかなか仕事にならないと思います。

しっかりと常勤で位置づき、一般行政職としての仕事もできる。この二つの条件で、明石市は心理専門職を採用してきたと認識しているし、採用した職員は大変頑張ってくれています。最初は5年間の任期付きでの採用でしたが、5年を経過した後、まさに一生物の公務員として頑張っている人も何人もいます。

発達障害者支援についてももちろん同じように、子どもに寄り添い、親御さんに寄り添って頑張ってもらっています。

### 明石市における活躍の例③

離婚後の面会交流については、詳しい人とそうでない人がいるかもしれません。日本で暮らしていると、日本のやり方を当たり前と思いがちですが、意外と日本は変わっています。例えば、離婚するときに、日本のように親同士が判を押して届けを提出したら離婚できる国は、世界でも珍しいです。他の国はどうするか。親が離婚する際、小さな子どもがいればチェックが入ります。離婚は親同士の選択ですが、そのことによって不利益を被りかねない子どもについて、誰が生活費を持つのか、離婚後も二人の親とちゃんと会えるのか、等の確認をしないと離婚を認めない国のほうが主流です。こんな、子どもの意見も聞かない理不尽な国は日本ぐらいです。

私は、弁護士時代からこのテーマにしっかり取り組みたいと思っていました。保育所や幼稚園で周りの子がお父さんの絵を描いている。両親が離婚したから、お父さんのことは大好きだったけど、顔が思い出せない、という子どもがいます。そういう場合、明石市では、お母さんに納得してもらえたら、お父さんに連絡を取り、お父さんと子どもの対面を市の職員が立ち会うという支援を、子育て支援センターで実際にやっています。子どもに寄り添い、この施策の中心を担っているのは心理職です。

子どもの気持ちをしっかり受け止める。そして、お母さん、お父さんの悔しい思い、悲しい思いにも寄り添うことができるのは心理専門職です。これこそが心理職の醍醐味です。子どもは簡単に本音を話すわけではありません。児童虐待の場合もそうです。親に殴られてけがをしても、子どもは「転んだ」と言います。親の悪口は言いません。その子と信頼関係をつくり、本当のことを話してもらうのは大変難しいし、技術が必要です。それこそが専門性です。そういう困難なテーマに向き合い、寄り添い、継続的に支援をする。心理専門職でなければ、こんな支援はできません。明石市のこの取り組みは心理専門職が中心となって担っていることを、ぜひ皆さんに伝えたいと思います。

### 専門職としての心理職への期待

ここでは少し大きい話をします。私は、明治維新から今に至る過程について、非常に強い関心を持っています。江戸幕府から明治政府に変わったときに必要だったのは、全国一律の制度設計と、道路整備、港湾整備、河川整備等の公共事業でした。

当時は村社会でしたから、一人一人の悲しみや苦しみに、行政が関わらなくても足りた時代でした。村社会、大家族の中で、一人親家庭支援も自己完結的にやっていました。漁師の町で障害を持った子どもが生まれても、漁師になって一緒に網を引き、魚を捕ります。そして、魚とお金をみんなで分けます。障害者の生活保障が、村社会、コミュニティーの中でできていました。

農業、漁業を中心にした、いい意味でも悪い意味でも大家族的な日本社会は、法は家庭に入らず、民事不介入でやれていた珍しい国です。ですから、日本社会は、いまだに基本的には申請主義、世帯主義です。「困っているなら、自分から行政に言ってこい。言ってこないやつが悪い」という発想がいまだに続いています。

世帯主義もそうです。「基本的には家族の中で解決してください。行政は家族には関わらないものです」という価値判断がいまだに続いています。これは大いに問題であり、そういう時代はもう終わっていると思っています。

全国一律の制度設計が必要な時代はもう終わっています。むしろ、それぞれの地方の特色を生かす時代です。ハード整備もこれ以上する必要はありません。必要なのは道路ではなく、人に寄り添うことです。現代は大家族の時代ではありません。一人親家庭を周りが支援してくれる時代ではありません。障害を持っている人にも、寄り添う人が必要です。

こういう時代状況だからこそ、基礎自治体の市長像や役割も変わってきています。市役所で待つ申請主義ではなく、アウトリーチ、家庭訪問をして、寄り添っていくのです。言ってこなくてもこちらから出掛けていくのです。そして、関わったことにはワンストップで責任を持ってやります。

こういう仕事のやり方は、一般行政職だけでは限界があります。一般行政職と専門性の高い者がチームを組んでこそできることがあると思います。声の大きな、変わった明石市長が、変わった施策をしているわけではありません。時代の大きな変化の中で、専門性の高い職員が、基礎自治体に位置付くべき時代が来ているのです。

### 明石市で働く専門職員

明石市では、私が市長になった直後に弁護士を一気に5人採用して、「出るくいは打たれる」で、大変

たたかれました。しかし、今や100を超える自治体が弁護士を常勤で採用しています。私の声が大きいためから広がったのではありません。必要だから広がったのです。

ただ残念ながら、心理専門職についてはこれからです。スクールカウンセラー一つとっても、常勤のスクールカウンセラーは多くはありません。収入についても、必ずしも満足できるわけではない。この状況に甘んじてはいけません。誇り高く専門性の高い職業ですから、常勤でもっとしっかりと給料をもらいながら、胸を張って働いている姿を見せていく必要があると考えています。

現在、明石市では私以外に7名いる弁護士を含め、臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士、手話通訳士等、さまざまな専門職が働いています。心理職については来年度さらに採用して増員する予定です。

### 専門職活用のポイント

「チームアプローチ」、「アウトリーチ」、「ワンストップ」の三つを、20年ほど前からいろいろな所で話し続けています。一番大切だと思うのは、チームアプローチです。一人で市民を支援でききるわけではありません。交通事故で片足を失った青年には、まず医師が要ります。そして、お金が要るから弁護士も必要です。そのあとの職場の環境、家庭環境の調整をし、さまざまなサービスの提供につなげるには、福祉職も関わる必要があります。加えて、青年の親御さんやきょうだい支援の心のケアも含めて、心理専門職が要ります。チームがしっかりと情報を共有し、青年とその家族に向き合ってこそ、青年は頑張れる。家族も事態を受け止めたいうえで、頑張ろうと思えると思います。チームで支援することが重要であり、チームを組みやすいのが行政でもあります。専門職が行政の中に位置付き、行政職とチームを組めば、できることは増えていくと思っています。

二つ目は、アウトリーチです。困っている人が、こんな明るい電気をついた市役所に来るわけがありません。こちらから出かけて行って、薄暗い部屋の奥にこもっている人に向き合えないと支援は始まりません。私はそのように思います。

次に、ワンストップです。市民に対しては、全員がワンストップの考えであたる必要があります。最初に何か情報を得た者が、見捨てずに、もし自分ができなければ部署につなぐ、一緒にやっていく。自分がキーになるとは限りませんが、少なくとも、しっかりとつなぐ。私は、その「見捨てない」ことをワンストップと表現しています。

### 「標準家庭」の考え方

今度は、支援の内容についてです。これも以前か

ら言っていますが、「標準家庭」という言葉があります。国、厚生労働省の言う標準家庭はこういう家庭です。ばりばり働いて金もうけしているお父さん、優しくて美人な専業主婦のお母さん、子どもは男の子と女の子1人ずつで、2人ともかわいくて元気でとてもいい子。

…こんな家庭はほとんどありません。私が普段市の職員に言っている現代の標準家庭は、お父さんは暴力夫、お母さんは心を病み、子どもはネグレクトで不登校、奥に寝たきりになりかけのまだらぼけのおばあさんがいて、家庭は貧困。この家庭には、DV対策、心のケアを含む障害者支援、子育て支援、さらには高齢者支援、そして、生活困窮に対する生活支援、最低五つの支援が要ります。私は常に「最低五つの支援が必要な家庭を標準家庭と呼ぼう」と職員に言っています。この家族にはどの支援が必要か考えると、自分の専門分野だけでは対応できません。横につながり、連携する必要があります。

明石市は、来年児童相談所を作ります。私は、実際に自分で全国13カ所の児童相談所を見て回りました。私が一番いいと思ったのは、福岡市児相です。それで、福岡児相の所長に「全国の児相を見て回っているんです。見た方がいい児相があったら、どうか教えてください」と、聞いたら、こう言われました。「泉さん、あなたが見るべき所は日本にはありません。行くんだったら、ロンドン等のヨーロッパに行ってください」。ヨーロッパだったら、人口30万人に1カ所は児童相談所があり、そこでしっかりと支援をしています。

一時保護の率も違います。日本は、ヨーロッパの6分の1か7分の1しか子どもを保護していません。しかも、保護された子どもは、日本ではほとんど施設に入ることになります。ヨーロッパは7割、8割が家庭的養護、すなわち養子か里親です。日本では家庭的養護を受けられる子どもは1割ちょっとです。こんなに子どもに冷たい国は世界中探しても珍しいです。

これから明石市は、このテーマに向き合います。ただ、そのためには、児童相談所だけでは足りません。今年の4月に保健所を造り、その隣に児童相談所を造りました。建物を隣同士にしたのには理由があります。児童相談所の視察に行くと、よく聞いたのはこういう話です。

ネグレクト状態の子どもがいるという連絡が入る。児童相談所が駆けつける。晩ご飯もまともに食べさせてもらっていない。こういう場合、大抵お母さんが病んでいます。このときに、児童相談所がいくら頑張ってもできることは限られています。ご飯を作ってくれないお母さんに向き合う必要があるんです。そこには高度な専門性が要ります。お母さんが病んでいる原因は何か。夫のDVなのか、夫の浮気なのか、それとも貧困なのかという問題に着目して、きちん

と手を差し伸べないことには、子どもは救われません。

子どもに栄養と愛情を提供するためには、家庭全体を見る必要があります。そこで、心理専門職が重要なキーになります。特に重要なのは、信頼関係をつくり、本音を話せるように寄り添えるかどうかです。強権発動ではありません。そして、守秘義務を守りながら、チームで情報共有し、支援するのです。そういう意味で、心理専門職の必要性は今後ますます高まると、私は思っています。

## 学校現場での支援

いじめの問題も同様です。明石市では、臨床心理士を採用し、スクールカウンセラーとしても配属しました。市長になって3年目に、「学校に関係する支援については、最低4人でチームを組んでくれ」と言いました。心のケアを受け持つスクールカウンセラーに加えて、スクールソーシャルワーカーも位置付けました。加えてスクールロイヤーという弁護士も常勤で配属しました。さらには、学校に詳しいスクールアドバイザーというか、元校長先生のような人も位置付けました。あわせて4人です。

学校に関わる際には、現場に詳しい者が不可欠です。そして、論点整理をしたり、時には法律に基づく対応を取るためにも、法律に詳しい者も必要です。そして、心のケアを受け持つカウンセラーは、当然必要です。さらに、周辺環境調整をする福祉職も要ります。最低、4人がチームを組んで子どもや家庭に関わっていくというのが、市長になって3年目に決めたことであり、その思いは今も変わっていません。まさにチームアプローチなくして支援はできないという考えです。

## 専門職に求めること

専門職に求めることは、「高く」「広く」「強く」です。これもいろいろな所で話しています。

「高く」というのは、専門性の向上です。「司法試験は5年ごとに受け直せ」というのが司法試験を受ける前からの私の持論です。いったん合格したからといって、一生そのまま弁護士であることは間違っています。法律は改正されます。また新しい法律もできます。それらの裏づけがないような弁護士が相談を受けたら間違えます。1995年の阪神淡路大震災のときに、多くの弁護士が誤った情報を流しました。あのときには（震災）特別法がありましたが、それを勉強していなくて、正反対のアドバイスをする弁護士が多くいたのです。その頃から、私は本当に弁護士のレベルを上げなければいけない、弁護士も日々研鑽だと思っています。

もちろん、心理専門職も同じです。プロとしての

専門性の向上に終わりはないと、私は思います。ただ、それは能力的な専門性の向上だけではなく、「高く」のもう一つは意識です。時代の変化、市民ニーズの多様化、高度化にアンテナを張り、世の中がどういう方向に向かっているのか、何が必要なのかという意識を高く持つ、これが重要だと思います。

二つ目の「広く」は知識の広さですが、知識の広さには限界があります。一人であれもこれも勉強できるわけではありません。私も、医療関係の事件をたくさん担当していましたから、医療に関する知識は一定程度持っていますが、限界があります。建築関係の裁判もしましたから、知識は少しはありますが、同様に限界があります。どうすればよいか。医者の友達を持つことです。建築に詳しい設計の専門家の友人を持つ、友人でなくても連絡を取り合える人との関係を持つことです。自分一人で知識の幅を広げられないのであれば、より詳しい者とのネットワークをつくる、それが大事だと、私は思います。

三つ目は「強く」です。「強く」の一つは、使命感です。専門職は誇り高き仕事です。専門職が諦めたら、専門職の諦めだけでは済みません。自分が関わっている人を諦めることになります。それはその人の不幸につながります。専門職は、人に関わったら、ベストを尽くし続ける使命感を持ってもらいたいと、強く思います。

そして、もう一つの「強く」は、心理職もそうですが、専門職がもっと社会的影響力を持ち、世の中を良くしていく発信をしていくべきだということです。専門職だから仕方ないと割り切って暮らすような社会に未来はありません。繰り返し言いますが、中学生が将来の夢に、医者だけではなく、弁護士だけではなく、心理職を選ぶような、福祉職を選ぶような社会にしてこそ、日本社会はこれからもやっていけると、私は本当にそう思っています。

## 学生へのメッセージ

最後になりました。学生の皆さんへのメッセージです。社会との関わりを持とうということです。先ほど、少し自分の大学時代のお話をしました。私の学生時代は、ゼミ以外の授業は大教室でやるものという感じでした。でも、時代は大きく変わり、この神戸学院大学は、現場に出かけていく、体験型のカリキュラムを組んでいます。大変素晴らしいことだと思います。ただ、できれば、学生の皆さんには、それにとどまることなく、ぜひ自らまちに出かけてほしいです。

例えば、明石市では、全小学校区にこども食堂を立ち上げています。こども食堂はご飯を食べるだけの場所ではありません。子どものSOSに気付く場所です。でも、簡単に気付けるわけではありません。よろしければ、皆さんはそういう現場、明石のこど

も食堂等に関わって、学習支援の名のもとで、宿題を見てあげながら、子どもの悩みや、家族の悩みに寄り添っていただきたい。そこで気付いたことを情報提供してもらえば、その子どもや家庭への支援につながります。

そういった経験の中でこそ、教室で学んでいることが生きた知識になっていくと思います。学生の皆さんは、授業の点数を気にしてもいいですが、それ以上に、一人一人の人の顔を見る時間をぜひ多く取ってもらいたいと、切に思っています。

### そのために必要なのは…

いよいよ最後のスライドになりました。くさいせりふを言います。私自身が自分に言い聞かせている言葉です。「人に必要なのは、優しさと賢さとほんの少しの強さ」という言葉を長年使い続けています。

例えば、今、ここで、私が頬をつねります。痛いですが、でも、悲しいけど、ここにいる皆さんの誰も痛くありません。私はこんなに痛いのに、誰も痛くないんです。人はよく、「あなたの痛みがわかります」と言います。うそに決まっています。人の痛みはわかりません。

ただ、ありがたいことに、私は、頬をつねったら痛みを感じます。もし、私がロボットでつねっても何も感じなければ、人の痛みに寄り添う努力はしません。痛みを感じるから、つねられる子どもは痛いだろうな、いじめを受けている子どもは悔しいだろうなということに想像が及びます。完全に理解でき

るわけではありません。想像力を働かせ、それでも限界があるのであれば、子どもから直接話を聞く、寄り添う、そうしないと、本当の支援にはつながらない。それを「優しさ」と言いたいと思います。

「賢さ」について。国の言っていることはうそが多いです。建前が多いですし、組織防衛も働きます。学生の皆さんは、9割が本当でも1割はごまかしと気付く力が必要になります。時代の大きな変化の中で、本当はどうなんだろうかと考える力です。「公認心理師は素晴らしい資格」、9割は合っていますが、7割ぐらいかな、1割から3割はうそです。業務独占でもなく、高収入が約束されているわけでもありません。現実をしっかりと受け止めながら、それを踏まえて頑張るといふ、賢さが要ると思います。

そして、最後に「ほんの少しの強さ」です。心理学部を選んで勉強する中で「これでいいんだろうか、あっちのほうがいいんじゃないか」と思うかもしれません。しかし、これは本当に皆さんにお伝えしたい。心のケアを担う心理職は尊い仕事です。目立たない仕事ですが、目立つ仕事ばかりがいいわけではないのです。

目立ちにくいけれども、人に寄り添い、一人ひとりに向き合うことができる、こんな尊い仕事はありません。それぞれ思うところあり、この神戸学院大学の心理学部を選んだ皆さんには、ぜひ、誇り高き心理専門職になり、市民や国民のために頑張ってもらいたいと思っています。明石市長として、これからも応援することをお誓い申し上げ、私の講演と致します。ご清聴ありがとうございました。

スライド

神戸学院大学 心理学部開設記念フォーラム  
平成31年5月18日(土)

## 明石市における心理職活用の実際と 公認心理師の可能性


いずみ ふさほ  
**泉 房穂**  
明石市長・弁護士・社会福祉士

### 今日の講演の流れ

- 一 自己紹介  
～私と心理職との関わり～
- 二 明石市における心理職の活躍
- 三 専門職としての心理職への期待
- 四 学生へのメッセージ

### 一 自己紹介

## 泉 房穂(いずみ ふさほ)




- ・1963年 明石生まれ
- ・弁護士
- ・社会福祉士
- ・(一財)日本心理研修センター 評議員
- ・播磨社会復帰促進センター 初代篤志面接委員
- ・元衆議院議員
- ・元NHKディレクター
- ・2011年より明石市長(現在2期目)
- ・柔道3段、手話検定2級、明石タコ検定初代達人

### 私と心理職との関わり

- ①大学時代  
教育学部で哲学を専攻し、教育心理学も学ぶ
- ②弁護士時代  
町弁として、少年事件に数多く携わる
- ③国会議員時代  
2資格1法案が議論された時代
- ④社会福祉士・弁護士時代  
更生支援の活動 播磨社会復帰促進センターなど  
…そして、市長に

## 二 明石市における心理職の活躍

### 明石市の紹介

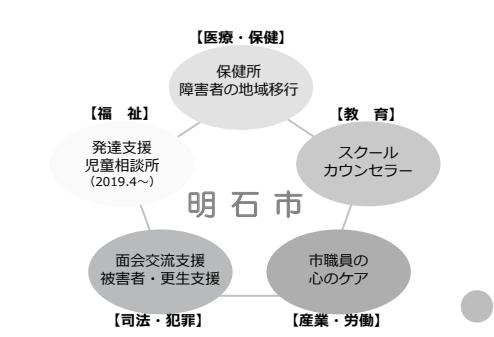


人口 約30万人  
面積 約50km<sup>2</sup>

日本橋本町中核市に選ばれる  
姫路市 神戸市 大阪市

子育てに役立つ 明石市立東文科学習館  
時のまち  
世界遺産 明石海峡大橋  
海の日  
食べれるアラスカ 明石鯛  
歴史のまち 明石城  
明石地区まはりの公園

### 心理職の活躍フィールド



【医療・保健】 保健所 障害者の地域移行

【福祉】 発達支援 児童相談所 (2019.4～)

【教育】 スクールカウンセラー

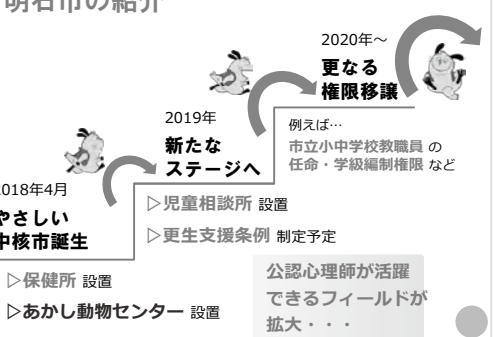
明石市

面会交流支援 被害者・更生支援

市職員への心のケア

【司法・犯罪】 【産業・労働】

### 明石市の紹介



2018年4月 やさしい中核市誕生

- ▷保健所 設置
- ▷あかし動物センター 設置

2019年 新たなステージへ

- ▷児童相談所 設置
- ▷更生支援条例 制定予定

2020年～ 更なる権限移譲

例えば... 市立小中学校教職員の任命・学級編制権限 など

公認心理師が活躍できるフィールドが拡大...

### 明石市における活躍の例①

#### 【教育】スクールカウンセラー

◆役職・位置づけ

- これまでは、5年間の任期付職員だったが、今年度から、福祉職の正規職員に(任期なし)
- 教育委員会事務局 児童生徒支援課に、係長として配属

◆担当業務

- 支援が必要な児童・保護者との継続的な面談
- 現場の教職員への助言(校内ケース検討会議への参加)等々...



明石市における活躍の例②

【福祉】発達障害者支援

◆役職・位置づけ

- 福祉職の正規職員（任期なし）
- 明石市立発達支援センターに、係長として配属



◆担当業務

- ライフステージを通じた継続的な支援（相談支援・発達支援・就労支援）
- 支援機関への巡回相談、関係者支援会議の開催 等々・・・

9

三 専門職としての心理職への期待

現代の自治体を取り巻く現状

- ・国からの権限移譲
  - ▷ 自治体の自己決定の場が増加
- ・市民ニーズの多様化・複雑化
  - ▷ 高い専門性が必要

重要施策の推進・市民サービス向上のためには…

専門職の活用が不可欠



11

明石市における活躍の例③

【司法】離婚後の面会交流支援

◆役職・位置づけ

- 非常勤嘱託職員として、面会交流の実施に合わせて勤務（月3～4回程度）

◆担当業務

- 面会交流の事前面談、コーディネート、当日の立ち会い
- ひとり親家庭総合相談会での離婚後の子育てガイダンス 等



10

明石市で働く専門職員（H30.4時点）

- 弁護士：7名      社会福祉士：8名
- 臨床心理士：4名      精神保健福祉士：5名
- 手話通訳士：2名      その他福祉職：5名
- その他専門職：3名

計32名

※複数資格保持者あり

各専門職団体の協力を得て、全国から公募

12

明石での活動実績

- ▷ いじめ総合相談窓口開設
- ▷ 障害者支援
- ▷ 離婚前後のこども養育支援
- ▷ 無戸籍者支援
- ▷ 犯罪被害者等支援
- ▷ 更生支援（再犯防止）

様々な場面で、それぞれの専門性をいかして活躍中

13

専門職活用の意義

- ① チームアプローチ
  - ▷ 他職種や行政職との連携
- ② アウトリーチ
  - ▷ 市民の枕元へ
- ③ ワンストップ
  - ▷ 一体的な支援を



明石市で活躍する専門職員

15

明石市の専門職採用の特徴

- ・常勤の正規職員である（任期は5年、一部は任期なし）
  - ▷ 緊急的な支援が必要な時に、すぐに動ける
  - ▷ 継続的な支援が可能
- ・職種ごとに一人ではなく、複数採用
  - ▷ 個人の考えだけを正解としない
  - ▷ 互いに情報・意見交換しながら成長
- ・一般行政職の仕事もする
  - ▷ 普段から市民ニーズや地域課題を共有
  - ▷ 庁内外との信頼関係を構築

14

発達支援センターでの具体的なケース

【主訴】こどもの発達障害

→心理職が相談対応した結果、世帯全体が抱えるいろいろな問題が明らかに



祖父母の介護

経済的困窮

親の精神疾患 …等々

▷社会福祉士や担当部署のケースワーカー等と連携し、チームアプローチで全体的な支援へ

16

### 学校現場での具体的なケース

#### いじめの相談

- まずは心理職が子どもから聞き取り
- 問題解決に当たって、法的な論点が出てきた場合には、スクールロイヤーに相談

すぐに弁護士に相談できるので、安心感を持って対応できる

心理職は学校外の立場として関わられるため、困りごとを抱えた教職員が相談しやすい



17

### 四 学生へのメッセージ

**市民・国民のため“使命感”を持って現場に出る！**



**広く社会と関わりを持つ！**

19

### 専門職に求めること

- ① **高く** ▶専門性の向上  
社会情勢に即して
- ② **広く** ▶知識の幅を広げる  
人的ネットワーク
- ③ **強く** ▶専門職としての誇り  
社会的影響力の向上

18

### そのために必要なのは…

- ① **やさしさ**  
▶想像力、真摯に聞く姿勢
- ② **かしこさ**  
▶洞察力、本質を見抜く力
- ③ **ほんの少しの強さ**  
▶責任感、諦めない勇気

20